

当院の施設基準は下記の通りです。

【医療保険関係】

★南棟（医療保険適用病棟）

精神療養病棟入院料の施設基準の届出を行っております。

当病棟は、入院患者 15 人に 1 人の看護職員及び看護補助者がおります。

★本館3F（医療保険適用病棟）

療養病棟入院料1の施設基準の届出を行っております。

当病棟は、入院患者 20 人に 1 人の看護職員、入院患者 20 人に 1 人の看護補助職員がおります。（入院患者4人に1人の看護職員、入院患者4人に1人の看護補助職員がおります。）

★本館4階（医療保険適用病棟）

療養病棟入院料1の施設基準の届出を行っております。

当病棟は、入院患者 20 人に 1 人の看護職員、入院患者 20 人に 1 人の看護補助職員がおります。（入院患者4人に1人の看護職員、入院患者4人に1人の看護補助職員がおります。）

当院は、以下の施設基準の届出を行っております。

- 診療録管理体制加算2・データ提出加算1及び3
- 療養病棟療養環境加算1・療養病棟療養環境改善加算1
- 在宅復帰機能強化加算
- 認知症ケア加算3
- 感染対策向上加算3・連携強化加算
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)・運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
- 薬剤管理指導料
- CT撮影
- 精神科作業療法
- 重症者加算1
- 療養生活継続支援加算
- 外来ベースアップ評価料(Ⅰ)・入院ベースアップ評価料(25)
- クラウン・ブリッジ維持管理(歯科)
- 入院時食事療養(Ⅰ)

管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。